税法実務コース「みなし相続財産・みなし贈与財産の実務」 学習スケジュール

回数		学 習 テ ー マ	内容
第1回	第 1 章	【生命保険契約】 テーマ1 生命保険金 テーマ2 生命保険契約に関する権利	生命保険契約についての課税を解説します。
	第 2 章	【個人年金契約】 テーマ3 定期金に関する権利(給付事由発生時) テーマ4 定期金に関する権利(給付事由発生前)	個人年金契約について の課税を解説します。
	第 3 章	【年金受給権】 テーマ5 年金受給権の評価	年金受給権の支給方法 とその評価方法を解説 します。
第2回	第 4 章	【退職手当金】 テーマ 6 退職手当金	退職手当金についての 課税を解説します。
	第 5 章	【継続受給権】 テーマ7 保証期間付定期金に関する権利 テーマ8 契約に基づかない定期金に関する権利	継続受給権についての 課税を解説します。
	第 6 章	【信託に関する権利】 テーマ9 信託に関する権利	信託受益権についての 課税を解説します。
第3回	第 7 章	【低額譲受益】 テーマ10 低額譲受益	低額譲渡についての課 税を所得税も含めて解 説します。
	第 8 章	【債務免除等】 テーマ11 債務免除等	債務免除等についての 課税を解説します。
	第 9 章	【その他の利益の享受】 テーマ12 その他の利益の享受 テーマ13 負担付贈与・負担付遺贈	その他の利益の享受に ついての課税を解説し ます。

※講義内容については変更になる場合があります。予めご了承ください。

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成31年4月1日現在確定された法令等に基づき作成しております。

税法実務コース

「みなし相続財産・みなし贈与財産の実務」

CONTENTS

第1章 生命保険契約

<i>7</i> 4		
テーマ 1	生命保険金	2
	■保険事故発生時の課税	
テーマ 2	生命保険契約に関する権利	10
	■保険事故発生前の課税	
第2章	個人年金契約	
テーマ 3	定期金に関する権利(給付事由発生時)	16
	■給付事由発生時の課税	
テーマ 4	定期金に関する権利(給付事由発生前)	17
	■給付事由発生前の課税	
第3章	年金受給權	
テーマ 5	年金受給権の評価	22
	■年金により取得した場合の権利の評価	
第4章	退職手当金	
テーマ 6	退職手当金	28
	■退職手当金を取得した場合の課税	
第5章	継続受給権	
テーマ 7	保証期間付定期金に関する権利	40
	■生命保険や個人年金の継続受給権	
テーマ 8	契約に基づかない定期金に関する権利	43
	■退職年金の継続受給権	

第6章 信託に関する権利

テーマ 9	信託に関する権利	46
	■信託受益権に対する課税	
第7章	低額讓受益	
テーマ10	低額讓受益	<u>52</u>
	■低額譲渡があった場合の課税	
第8章	債務免除等	
テーマ11	債務免除等	58
	■債務免除等があった場合の課税	
第9章	その他の利益の享受	
テーマ12	その他の利益の享受	64
	■その他の利益の享受の課税	
テーマ13	負担付贈与・負担付遺贈	69
	■負担付贈与・負担付遺贈があった場合の課税	

第1章 生命保険契約

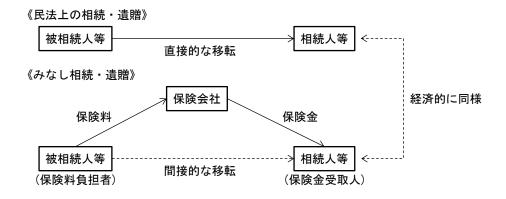
1

生命保険金

保険事故発生時の課税

■ 1 生命保険金に対する課税の概要

生命保険金は、保険会社から支払われるもので被相続人等から取得するものではありませんが、税法上、保険料負担者から移転した財産とみなして保険金を取得した保険金 受取人に対して課税が行われます。



※ 用語の意義

保険契約者	保険会社との間で自分の名義で保険契約を締結する者
保険料負担者	保険料を支払う者
被保険者	保険を掛けられた者
保険事故	被保険者の死亡、傷害、疾病又は満期 etc.
保険金受取人	保険事故の発生により保険会社から保険金を受取る者

保険金を一時金で取得した場合において保険金受取人に課税される金額は、相続税 又は贈与税の場合には取得保険金の額により計算しますが、所得税の場合には取得保 険金の額から支払った保険料等を控除した金額により計算します (一時所得)。

なお、保険金を年金より取得した場合において保険金受取人に課税される金額はp 22の年金受給権の評価において解説します。

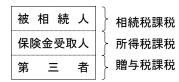
■2 生命保険金に対して課税される税目

税法上、生命保険金は保険料負担者より移転した財産とみなされるため、保険金受取人が取得した生命保険金については、保険金受取人と保険料負担者との関係により課税される税目が異なります。保険料負担者が複数人いる場合には保険料を負担した割合によりそれぞれの税目の課税される金額を計算します。

【図解】

(1) 死亡保険金

<保険料負担者>



(2) 満期保険金

<保険料負担者>



X設例

次の生命保険契約により取得した保険金で課税される税目は何でしょうか。

- 1 夫が契約者であり保険料を負担していた生命保険契約で、夫の死亡により支 払われた保険金を妻が取得した場合
- 2 夫が契約者であり保険料を負担していた生命保険契約で、妻の死亡により支 払われた保険金を夫が取得した場合
- 3 夫が契約者であり保険料を負担していた生命保険契約で、妻の死亡により支 払われた保険金を長男が取得した場合
- 4 夫が契約者であり保険料を負担していた生命保険契約で、満期を迎えたこと により支払われた保険金を妻が取得した場合

3

第1章 生命保険契約

• 解説

- 1 保険料負担者が被相続人であるため相続税が課税されます。
- 2 保険料負担者が保険金受取人本人であるため所得税が課税されます。
- 3 保険料負担者が被相続人及び保険金受取人以外の者であるため贈与税が課税されます。
- 4 保険料負担者が保険金受取人以外の者であるため贈与税が課税されます。

■3 取得保険金の額の計算

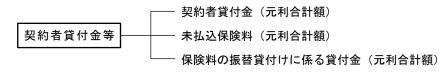
(1) 剰余金等がある場合

取得したものとみなされる保険金には、保険金とともに保険金受取人が取得する次のものを含めて課税が行われます。

- ① 保険契約に基づき分配を受ける剰余金
- ② 共済契約に基づき割戻しを受ける割戻金
- ③ 払戻しを受ける前納保険料

(2) 契約者貸付金等がある場合

① 契約者貸付金等とは



契約者貸付金	解約返戻金の金額の範囲内で生命保険契約の契約者に貸付けら
关制有貝別並	れた金銭をいいます。つまり、契約者の保険会社からの借入金です。
未払込保険料	保険料の払込猶予期間中に保険事故が発生した場合のその保険
木払込休険料	事故発生時までの期間に対応する保険料をいいます。
保険料の振替	保険契約者が保険料の払込みをしない場合に保険契約の失効を
貸付けに係る	防ぐため保険会社が保険料を自動的に保険契約者に貸付け、保険
貸 付 金	料の払込みに充当された保険料に相当する金銭をいいます。